アドバイス・レポート

平成28年1月28日

平成27年10月26日付けで第三者評価の実施をお申込みいただいた サテライト老健桃寿苑 につきましては、第三者評価結果に基づき、下記のと おりアドバイスをいたしますので、今後の事業所の運営及びサービスの提供に 役立ててください。

記

特に良かった点と その理由(※)	(通番8)質の高い人材の確保 介護職員は全員が介護福祉士であり、質の高い介護サービス が提供できる人員体制の管理・整備に努められています。 (通番19)専門家等に対する意見照会 カンファレンスには必ず主治医や多職種が参加し、個別援助 計画に専門家の意見が反映されています。 (通番34)意見・要望・苦情の受付 (通番35)意見・要望・苦情等への対応とサービスの改善 意見・要望・苦情は「苦情処理規定」により、マニュアル化 され、一件ずつ対応されています。入所者の要介護度が低く、 意見・要望を直接職員に伝えられていることもあるようです が、その場合もコンプライアンス委員会で適切に協議され、 開示も明確にされています。
	(通番3)事業計画等の策定 理念・目標の実現に向けて事業計画が策定され、単年度計画 ・中期計画は作成されていますが、長期計画は作成されてい ませんでした。
特に改善が 望まれる点と	(通番5) 法令遵守の取り組み 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みは確認 できましたが、把握すべき法令についてリスト化等がされて いませんでした。
その理由(※)	(通番37)利用者満足度の向上の取組 利用者満足度の向上の取組は、年に一度満足度調査を実施され、その結果を分析し、方法等についても協議し、利用者、職員への周知をされていますが、その後、その対策が実施され改善されたかどうかを検討する仕組みが確認できませんでした。

(通番3) 事業計画等の策定

単年度計画・中期計画に加え、長期計画も作成され将来ビジョンを示されてはいかがでしょうか。

(通番5) 法令遵守の取り組み

遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みとして、 把握すべき法令をリスト化 (例えば、関係資料のインデック スを作成して誰が見てもわかるように配置すること) する 等、明確にされると更に良いと思います。

(通番37) 利用者満足度の向上の取組

満足度調査の検討・実行の後、対策が取られ、サービスが改善されたか、コンプライアンス委員会等で確認する仕組みを構築されることで、更なる満足度の向上を図ることができると思われます。

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントを「評価結果 対比シート」に記載しています。

具体的なアドバイス

(様式6) **評価結果対比シート**

事業所番号	2650980101
事業所名	特定医療法人桃仁会 サテライト老健桃寿苑
受診メインサービス (1種類のみ)	介護老人保健施設
併せて評価を受けたサービス(複数記入可)	短期入所療養介護
訪問調査実施日	平成27年11月18日
評価機関名	一般社団法人京都私立病院協会

大項目	中項日	小項目	通番	評価項目		結果				
					自己評価	第三者評価				
I 介	I 介護サービスの基本方針と組織									
	(1)組織の理念・運営方針									
		理念の周知と実 践	1	組織の理念及び運営方針を明確化・周知している。また、法人の 経営責任者(運営管理者含む)及び事業所の職員全員が、理念及 び運営方針に沿ったサービスの提供を実践している。	А	А				
		組織体制	2	経営責任者(運営管理者含む)は、公正・適切なプロセスで意志 決定を行い、組織としての透明性の確保を図っている。	А	Α				
		(評価機関コメント)	組織の理念及び運営方針を明文化し、玄関ホールへの掲示や説明に 等の理解を深めるとともに職員カードを作成・配布するなど職員へ 取り組みを確認しました。また、公正・適切なプロセスで職員の意 思決定を行う仕組みを確認しました。	の浸透に	つながる				
	(2)計[画の策定								
		事業計画等の策 定	3	組織として介護サービスの向上に向けた計画を策定するとともに 着実に実行している。また計画策定には多角的な視点から課題を 把握している。	А	В				
		業務レベルにお ける課題の設定	4	各業務レベルにおいて課題が設定され、各部門全体が課題の達成 に取り組んでいる。	А	А				
		(評価機関コメント)	自己管理シートの作成における上司との面接を通して、個人の目標の目標設定が行なわれており、年度末にはそれに対して総括を行いと反映される仕組みを確認しました。理念・目標の実現に向けて事ていますが、単年度計画・中期計画に加え、長期計画を作成するこも示されてはいかがでしょうか。	、次年度 第業計画が	の計画へ 策定され				
	(3)管理	理者等の責任と	リー	-ダーシップ						
		法令遵守の取り 組み	5	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組みを行っている。	А	В				
		管理者等による リーダーシップ の発揮	6	経営責任者又は運営管理者は、自らの役割と責任を職員に対して 表明し、事業運営をリードしている。	А	А				
		管理者等による 状況把握	7	経営責任者又は運営管理者は、事業の実施状況等を把握し、いつ でも職員に対して具体的な指示を行うことができる。	А	Α				
		(評価機関コメント)	管理者自らの役割と責任が明示されており、事業の実施状況についし、必要に応じて具体的に指示を行う仕組みを確認しました。またを正しく理解する取り組みを確認しましたが、把握すべき法令につなど明確にされることが望まれます。	、遵守す	べき法令				

大項目	中項目	小項目	通番	評価項目		5結果
 「組結		 営管理	田	<u> </u>	自己評価	第二有評
- 48T44		ローエ 材の確保・育成	,			
		質の高い人材の確保	8	質の高い介護サービスを提供できる人材の確保のために、必要な 人材や人員体制についての管理・整備を行っている。	А	А
		継続的な研修・ OJTの実施	9	採用時研修・フォローアップ研修等を実施し、段階的に必要な知 識や技能を身につけることができる。また業務を通じて日常的に 学ぶことを推進しており、スーパービジョンを行う体制がある。	А	А
		実習生の受け入 れ	10	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備 している。	А	А
		(評価機関コメント	.)	介護職員においては全員が介護福祉士である等、質の高い介護サー 人材確保の体制や、研修等を通して段階的に必要な知識や技能を身 習受け入れの基本姿勢や体制を確認しました。		
	(2)労(動環境の整備				
		労働環境への配 慮	11	質の高い介護サービスを提供することができるよう、職員の労働 環境に配慮している。	А	А
		ストレス管理	12	職員の業務上の悩みやストレスを解消するために、具体的な取組みを行い業務の効率を高めている。また、スタッフが充分にくつろげ、心身を休めることができる休憩場所を確保し必要な環境を整備している。	А	А
		(評価機関コメント	·)	有給休暇の取得状況や残業時間の状況から職員の労働環境への配慮の経済的支援や「心の相談窓口」の設置など職員の業務上のストレり組みが確認できました。		
	(3) 地址	域との交流				
		地域への情報公 開	13	事業所の運営理念を地域に対して開示し、広報するとともに、利 用者と地域との関わりを大切にしている。	А	А
		地域への貢献	14	事業所が有する機能を地域に還元している。	А	А
		(評価機関コメント	·)	社会福祉協議会の広報紙に紹介記事を掲載するなど事業所の理念を し、広報するとともに地域とのかかわりを大切にし、法人で「健康 画するなど事業所が有する機能を地域に還元されていることが確認	健やか学	級」を企

大項目	中項	小項目	通番	評価項目		Б結果				
/\'\\	目	7.7.1	<u></u>	II M. X.L	自己評価	第三者評価				
皿 適	Ⅲ 適切な介護サービスの実施									
	(1)情報提供									
		事業所情報等の 提供	15	利用者(希望者含む)に対してサービス選択に必要な情報を提供 している。	А	Α				
				パンフレットやホームページ、施設内の掲示板にて情報を提供され 学の希望にも丁寧に対応されていることが確認できました。	、問い合	わせや見				
	(2)利	用契約								
		内容・料金の明 示と説明	16	介護サービスの利用に際して必要となる内容や料金について、利 用者に分かりやすく説明し同意を得ている。	А	Α				
		(評価機関コメント	.)	重要事項説明書で適切に説明の上、ご自分で判断できない方には代 に署名・捺印を取られていることが確認できました。法改正により が変更になった場合にも、全員に重要事項の説明をされたことを確	利用者の	負担割合				

(3)個別	引状況に応じた	計画	画策定		
	アセスメントの 実施	17	利用者一人ひとりの心身の状況や生活状況を踏まえたうえでアセ スメントを行っている。	А	А
	利用者・家族の 希望尊重	18	個別援助計画等の策定及びサービスの提供内容の決定に際して、 利用者及びその家族の希望を尊重している。	А	А
	専門家等に対す る意見照会	19	個別援助計画等の策定に当たり、必要に応じて利用者の主治医・OT/PT・介護支援専門員・他のサービス事業所等に意見を照会している。	А	А
	個別援助計画等 の見直し	20	定期的及び必要に応じて、個別援助計画等の見直しを行ってい る。	А	А
	(評価機関コメント	.)	KOMIシステムの使用により利用者の状況を把握されており、定 グ表などを基に検討会議が行われていることが確認できました。家 ンスへの出席を求め、主治医もカンファレンスへ出席し医療連携も	族にもカ	ンファレ
(4) 関係	系者との連携				
	多職種協働	21	利用者のかかっている医師をはじめ、関係機関との間で、連携体 制又は支援体制が確保されている。	А	А
	(評価機関コメント	·)	入所前には担当ケアマネジャーや相談員から情報収集し、退所時に 退所後についてもケアマネジャーとの連携をとり、主治医もカンフ し、医療状況の情報共有をされていることが確認できました。		
(5) サー	ービスの提供				
	業務マニュアル の作成	22	事業所業務について、標準的な実施方法(業務マニュアル・手順等)が整備され、職員に活用されている。標準的な実施方法は自立支援につながり、事故防止や安全確保を踏まえたものになっている。	А	А
	サービス提供に 係る記録と情報 の保護	23	利用者の状況及びサービスの提供状況等が適切に記録されており、管理体制が確立している。	А	А
	職員間の情報共 有	24	利用者の状況等に関する情報をスタッフ間で共有化している。	А	А
	利用者の家族等 との情報交換	25	事業者はサービスの提供にあたって、利用者の家族等との情報交換を行っている。	А	А
	(評価機関コメント	·)	各マニュアルは定期的に見直した上で整備されており、サービスの クシートを用いて確認されています。また、申し送りシートにより 報共有されています。定期的に家族と面談を行い、広報誌や写真等 状況を報告されていることが確認できました。	各職員に	周知し情
(6)衛生	 生管理				
	感染症の対策及 び予防	26	感染症の対策及び予防に関するマニュアルの作成等により、職員 全員が感染症に関する知識をもってサービスの提供を行ってい る。	А	А
	事業所内の衛生 管理等	27	施設(事業所)内における物品等の整理・整頓及び衛生管理を行い、効率的かつ安全なサービスの提供を行っている。	Α	А
	(評価機関コメント	·)	感染対策委員会を毎月開催し、定期的に勉強会も開催しています。 は桃寿苑会議にて協議し対策をとられています。施設内に空気清浄 気対策も取られています。委託業者による掃除の状況も点検票によ いることが確認できました。	器を設置	され、臭
(7) 危机	機管理				
	事故・緊急時の 対応	28	事故や緊急時における対応等を定めたマニュアルがあり、年に 1 回以上、必要な研修又は訓練が行われている。	А	А
	事故の再発防止 等	29	発生した事故等に係る報告書や記録を作成し、事故の再発の防止 のために活用している。	А	А
	災害発生時の対 応	30	災害発生時における対応等を定めたマニュアルがあり、年に1回以上、必要な研修又は訓練が行われている。	А	А
	(評価機関コメント	.)	マニュアルを整備し、年2回防災訓練と災害時に対応するための訓ます。また、災害に対しても近隣の関連施設との連携が取られてお体制も確立されていることが確認できました。		

大項目	中項	小項目	通	評価項目		話結果			
、	目	小块口	番	TIII	自己評価	第三者評価			
7利月	月者保	護の観点							
	(1)利,	用者保護							
		人権等の尊重	31	利用者本位のサービス提供及び高齢者の尊厳の保持に配慮した サービス提供を行っている。	А	А			
		プライバシー等 の保護	32	利用者のプライバシーや羞恥心について、常に問題意識をもって サービスの提供を行っている。	А	А			
		利用者の決定方 法	33	サービス利用者等の決定を公平・公正に行っている。	А	А			
		(評価機関コメント)	利用者本位でなおかつ自己を尊厳するためにミニカンファレンスや 催され、しっかりと個別で取り組まれています。またプライバシー 可能な方には他事業所を紹介するなどの配慮をされていることが確	-も守られ	、利用不			
	(2)意	見・要望・苦情	^ 0)対応					
		意見・要望・苦 情の受付	34	利用者の意向(意見・要望・苦情)を広く拾い上げ、収集する仕 組みが整備されている。	А	А			
		意見・要望・苦情等への対応と サービスの改善	35	利用者の意向(意見・要望・苦情)に迅速に対応するとともに、 サービスの向上に役立てている。	А	А			
		第三者への相談 機会の確保	36	公的機関等の窓口に相談や苦情を訴えるための方法を、利用者及 びその家族に周知している。	А	А			
		(評価機関コメント	.)	「意見箱」が設置されている他に利用者が直接職員に意見が言える 意見は必ず多職種で構成するコンプライアンス委員会で協議され、 る食堂に開示されています。第三者の京都市介護相談員が来所され できました。	利用者全	員が集ま			
	(3)質(の向上に係る取	組						
		利用者満足度の 向上の取組み	37	利用者の満足度を把握し、サービスの質の向上に役立てている。	А	В			
		質の向上に対す る検討体制	38	サービスの質の向上に係る検討体制を整備し、運営管理者を含む 各部門の全職種の職員が積極的に参加している。	А	А			
		評価の実施と課 題の明確化	39	サービス提供状況の質の向上のため、定期的に評価を実施するとともに、評価結果に基づいて課題の明確化を図っている。	А	А			
		(評価機関コメント)	年に一度満足度調査を実施され、その結果を分析し、方法等につい用者・職員への周知もなされています。しかし、その後、対策が取改善されたかどうか検討する仕組みが確認できませんでした。なまを見直す仕組みはしっかり構築されています。	なられ、サ	ービスが			